

議第120号

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

職員の期末手当の支給率を改定するため改正しようとする。

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員（第26条第2項及び附則第29項において「管理職職員」という。）にあつては<u>100分の110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員（第26条第2項及び附則第29項において「管理職職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

第2条 高山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員（第26条第2項及び附則第29項において「管理職職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員（第26条第2項及び附則第29項において「管理職職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

（高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年高山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後

<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項及び第2項中「市の規則で指定するもの」とあるのは、「市の規則で指定するもの(高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年高山市条例第24号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項及び第2項中「市の規則で指定するもの」とあるのは、「市の規則で指定するもの(高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年高山市条例第24号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第24条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165</u>」とする。</p>
---	---

第4条 高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項及び第2項中「市の規則で指定するもの」とあるのは、「市の規則で指定するもの(高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年高山市条例第24号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第24条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には</u></p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項及び第2項中「市の規則で指定するもの」とあるのは、「市の規則で指定するもの(高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年高山市条例第24号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

「100分の165」とする。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は令和2年12月1日から、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。